

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合検査事務規程

平成 22 年 3 月 8 日規定第 3 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条一第 4 条）
- 第 2 章 検査員（第 5 条一第 7 条）
- 第 3 章 検査の実施（第 8 条一第 4 2 条）
- 第 4 章 雑則（第 4 3 条）

## 付則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

**第 1 条** この規程は、羽村・瑞穂地区学校給食組合契約事務規則（平成 13 年規則第 1 号。以下「契約事務規則」という。）第 61 条の規定に基づき、羽村・瑞穂地区学校給食組合（以下「組合」という。）が締結した工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る検査の実施について必要な事項を定め、もつて検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

#### （用語の定義）

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 検査員 契約事務規則第 59 条の規定に基づき、管理者が指定した検査員又は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 15 第 4 項の規定に基づき、検査の委託を受けた者をいう。
- （2） 課長 羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和 47 年教委規則第 5 号）に規定する課長をいう。
- （3） 電磁的記録 電子的方式、電磁的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

#### （検査の種類）

**第 3 条** 検査の種類は、次のとおりとする。

- （1） 完了検査 工事又は製造の完成、物品の完納その他の給付の完了を確

認するための検査

- (2) 既済部分検査又は既納部分検査 給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認をするための検査
- (3) 中間検査 工事又は製造の完成、物品の完納その他の納付の完了前において行う性能又は仮組立状態その他の確認をするための検査
- (4) 清算検査 契約を解除しようとする場合において行う既済部分又は既納部分の確認をするための検査
- (5) 材料検査 契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の確認をするための検査

(検査の処理)

**第4条** 検査に関する事項は、すべて検査員が処理しなければならない。

## 第2章 検査員

(検査員の服務)

**第5条** 検査員は、検査の実施に当たっては、この規程に特別の定めがある場合を除き、政令第167条の15第2項及び契約事務規則その他の関係規程に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

3 検査員は、職務の執行に当たって知り得た契約の相手方の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査員の職務執行の回避の申出等)

**第6条** 検査員は検査を命ぜられた場合において、当該検査に係る契約の相手方と親族関係にあるとき、その他検査の公正を妨げる事情があると認めるときは、職務の執行を回避すべき旨を管理者に申し出なければならない。

2 管理者は、検査員から前項の申出があつたときは、申出に係る事情を調査し、必要な措置を講じなければならない。

(検査手続の更新)

**第7条** 検査開始後合否判定前に検査員の変更があつたときは、検査手続を更新しなければならない。ただし、変更後の検査員が検査手続を更新する必要がないと認めて管理者の承認を得たときは、この限りでない。

### 第3章 検査の実施

#### 第1節 通則

(検査に必要な書類の検査員に対する送付等)

**第8条** 契約担当課長は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結したときは、速やかに契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を検査員に送付するものとする。

2 検査員は、前項の規定により関係書類の送付を受けたときは、あらかじめそれらの書類について検討し、検査の準備をしなければならない。

(検査通知)

**第9条** 契約担当課長は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに検査員に検査の実施について通知するものとする。

- (1) 契約の相手方から給付の完了の届出があつたとき。
- (2) 契約の相手方から工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分につき、検査の願出があつた場合において、その願出を適当と認めるとき。
- (3) 契約を解除しようとする場合において、検査をする必要があると認めるとき。
- (4) 前3号のほか、契約担当課長において、中間検査をする必要があると認めるとき。

(検査の実施についての原則)

**第10条** 検査は、個別に、実地について行うものとする。

(検査に事故を生じた場合における措置)

**第11条** 検査員は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに契約担当課長と協議のうえ、事後の措置を講じなければならない。

- (1) 検査ができないとき。
- (2) 検査に際し、契約の相手方が検査員の職務の執行を妨害したとき。
- (3) 第14条の規定により検査に立ち会う組合の関係職員と意見が一致しないとき。
- (4) その他検査の実施について疑義が生じたとき。

#### 第2節 検査の立会い

(契約の相手方に対する立会通知)

**第12条** 検査員は、検査をしようとするときは、契約の相手方又はその代理人にあらかじめ検査の日時及び場所を通知して立会いを求めなければならない。

(監理業務受託者に対する立会通知)

**第13条** 検査員は、検査しようとするときは、監理業務の受託者又はその代理人に、あらかじめ検査の日時及び場所を通知して立会いを求めなければならない。

(関係職員に対する立会通知等)

**第14条** 検査員は、検査しようとするときは、必要に応じ関係職員に、あらかじめ検査の日時及び場所を通知して立会いを求めるものとする。

2 前項の規定により検査に立ち会う関係職員の区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る検査については、当該請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督をした職員（以下「監督員」という。）及び工事を主管する課長又は工事を主管する課長が指定する職員

(2) 物品の買入れ契約に係る検査については、当該物件を受け入れる出先機関の職員及び物件の買入れを要求した主管課長が指定する職員

(3) 前2号以外の契約については、事業の執行を担当した職員（以下「担当職員」という。）及び事業を所管する主管課長が指定する職員

(立会員の意見の陳述)

**第15条** 前条の規定により検査に立ち会う組合の職員（以下「立会員」という。）は、検査の実施について意見を述べることができる。

(契約の相手方等が立ち会わない場合の検査の実施)

**第16条** 第12条の規定により契約の相手方又はその代理人に対し検査の立会いを求めた場合において、その者が正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、その者が欠席のまま検査を執行することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方又はその代理人から、検査の結果につき異議の申出があつても、これを採用しないものとする。

### **第3節** 工事又は製造の請負契約に係る検査の実施

(通則)

**第17条** 検査員は、工事又は製造の目的物について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を

含む。)により、これらに適合した施行がなされているかどうかを検査しなければならない。

(外部から明視できない部分の検査)

**第18条** 検査員は、工事又は製造の目的物について、外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真その他の工事記録等により、当該部分の検査を行うことができる。

(理化学試験)

**第19条** 検査員は、仕様書に記載されたところにより、検査のため理化学試験を行う必要があるときは、契約の相手方をして、試験研究機関の試験を受けさせなければならない。

(理化学試験における供試料の採取)

**第20条** 前条の規定により理化学試験を行うときは、検査員は契約の相手方の立会いのうえ、供試料を採取して試験研究機関に送付しなければならない。

(理化学試験を行う場合における検査の合否の判定)

**第21条** 検査員は、第19条の規定により理化学試験を行うものに係る工事又は製造の請負契約に係る検査については、理化学試験の結果をまつて合否の判定をしなければならない。

(試運転等を行う場合における検査の合否の判定)

**第22条** 検査員は、検査に当たつて、据付、試運転その他の処置を必要とするときは、その結果をまつて合否の判定をしなければならない。

(破壊又は分解検査)

**第23条** 検査員は、検査に当たつて、工事又は製造の性質上特に必要があると認めるときは、工事の目的物の破壊又は分解の方法により検査を行うことができる。

(材料検査)

**第24条** 検査員は、工事又は製造に使用する材料について、仕様書、設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により、これらに適合した材料であるかどうかを検査しなければならない。

2 検査員は、材料検査を完了した場合において、仕様書、設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に適合し

ない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

(材料検査の実施基準)

**第25条** 検査員は、前条第1項の材料検査を、別に定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行うものとする。

(監督員が行う材料検査)

**第26条** 第24条第1項の材料検査は、契約事務規則第57条の規定に基づき、監督員が行うことができる。

- 2 監督員が行う材料検査は、主管課長が中心となり、担当監督員又は主管課長が指定する職員により処理するものとする。
- 3 監督員が行う材料検査は、工事又は製造の請負契約について、監督を命ぜられたとき、又は材料検査員として指定されたときをもつて、その者に検査命令があつたものとする。
- 4 第19条から前条までの規定は、監督員が行う材料検査について準用する。

#### **第4節** 物品の買入れその他の契約に係る検査の実施

(通則)

**第27条** 検査員は、納入された物品について、契約書、仕様書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により、これらに適合した物品の納入がなされているかどうかを検査しなければならない。

(抽出検査)

**第28条** 検査員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検査することが困難である場合において、その種類及び規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検査することにより、全部の物品の合否を判定することができる。

(店頭検査)

**第29条** 物品の納入場所が数か所以上にわたる場合における物品の買入契約に係る検査については、給付の完了前に契約の相手方の店舗、営業所その他これらに類する場所において、これを行うことができる。

- 2 検査員は、前項の場合において、検査に合格した物品について打刻又は封印その他の方法によりその旨を表示しておかなければならない。

(検査の一部省略)

**第30条** 検査員は、政令第167条の15第3項の規定に基づき特約により給付の内容が担保されると認められる契約で購入に係る単価が3万円に満たない物件の供給契約については、数量以外のものの検査を省略することができる。

(工事又は製造の請負契約に係る検査の規定の準用)

**第31条** 第19条から第25条までの規定は、物品の買入れ契約に係る検査について準用する。

(その他の契約に係る検査についての準用)

**第32条** 第27条から前条までの規定は、その他の契約に係る検査について準用する。

### 第5節 検査の完了

(検査証の作成等)

**第33条** 検査員は、検査(中間検査を含む。)を完了したときは、速やかに検査証を作成し、契約担当課長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条並びに契約事務規則第44条による場合は、検査証の作成を省略することができる。この場合は、検査証に代わる簡易な方法をもつてこれに充てることができる。

3 契約担当課長は、第1項の報告を受けたときは、速やかにその結果を契約の相手方及び主管課長にそれぞれ通知しなければならない。

(検査合格の表示及び不合格品の引取り)

**第34条** 検査員は、物品の買入れに係る検査を完了したときは、合格品と不合格品とを区別し、合格品には合格の表示を行い、不合格品は契約の相手方をして速やかに引き取らせなければならない。

(検査不合格の場合の手直し、引換え等)

**第35条** 検査員は、検査により不合格と判定した給付の目的物について、手直し、補強又は引換え(以下「手直し等」という。)をさせる必要があると認めるときは、履行期限までに完了する見込みがある場合を除き、契約担当課長と協議のうえ、1回に限り、期限を定めて契約の相手方に手直し等をさせることができる。ただし、10日以内の期限を定めて手直し等をさせる場合は、契約担当課長との協議は要しないものとする。

2 検査員は、前項の規定により手直し等をさせるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

(手直し等の後の検査)

**第36条** 手直し等をさせた給付の目的物の検査については、当該部分のみの検査により合格又は不合格の判定をすることかできる。

(減価採用の場合における検査員の意見の聴取)

**第37条** 契約担当課長は、物品の買入れその他に係る契約で、給付の目的物に僅少のかしがある場合は、主管課長と協議のうえ、その使用に重大な支障がないと認められ、かつ、期限その他の条件から手直し等が困難と認められるため、相当の価格を減額のうえ採用しようとするときは、あらかじめ検査員の意見を聞かなければならない。

#### **第6節** 検査員の検査を要しない契約とその履行の確認

(通則)

**第38条** 組合が締結する契約のうち、画一的に検査員による検査を行うことがかえって検査の能率的な執行を妨げるおそれのあるものにあつては、その履行の確認を行うことによつて検査員の検査に代えることができる。

(履行完了の確認者)

**第39条** 前条の履行の完了の確認は、主管課長が行わなければならない。

(検査員の検査を要しない契約)

**第40条** 第38条の規定により検査員の検査を要しない契約は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 物品の購入に関する契約で次に掲げるもの

ア 郵便切手、印紙、郵便葉書、現金書留封筒等の購入契約

イ 食料品及びその他賄い並びに現金以外の謝礼に関する購入契約

ウ 新聞、雑誌、官報等の購読及び法令集等の追録加除に係る契約

エ 自動車、バイク、調理用機械器具、ボイラー等に使用されるガソリン、重油、オイル等燃料の供給契約

オ 1件の契約金額が20万円未満で、かつ、購入単価が5万円未満の物品の購入契約

(2) 権利の取得に関する契約

(3) 物件の売払いに関する契約

(4) 物件の貸借に関する契約

(5) 委託契約で次に掲げるもの



- ア 官公署に対する委託契約
  - イ 研究の委託契約
  - ウ 試験、検査の委託契約
  - エ 研修、実習の委託契約
  - オ 警備、清掃等に係る委託契約
  - カ 鑑定委託契約
  - キ 写真の撮影委託契約
  - ク 催し物に係る委託契約
  - ケ 火災報知機、昇降機その他機械装置類の運営点検又は検査保守等に係る委託契約
  - コ 電算機その他による計算等の事務委託契約
  - サ 除草及び消毒等施設の管理に係る業務委託契約
  - シ 映像及び音響録音等の制作委託契約
  - ス 一般廃棄物、し尿等の収集・運搬及び処分に係る委託契約
  - セ アからスまでの委託契約以外で、1件の契約金額が50万円未満の委託契約
- (6) 電気、ガス及び水の供給契約
  - (7) 郵便、電信電話、放送受信等に係る契約
  - (8) 広告に関する契約
  - (9) 保管に関する契約
  - (10) 運搬に関する契約
  - (11) 写真の現像、焼付及び引伸しに関する契約
  - (12) 物件の移転その他の損失、補償に関する契約
  - (13) 有料道路通行及び車借上げに係る契約
  - (14) 機械器具、自動車等の備品修理及び維持管理に使用する消耗品の購入に係る契約
  - (15) 工事請負及び修繕に関する契約で、1件の契約金額又は発注金額が50万円未満の契約
  - (16) 印刷製本に関する契約で、1件の契約金額又は発注金額が20万円未満の契約
  - (17) 前各号に定めるもののほか、契約担当課長が検査を要しないと認め

たもの

(契約履行の確認)

**第41条** 前条の規定による契約履行の確認は契約書若しくは請書又は履行完了の届出書類等により実施しなければならない。

2 主管課長は、契約履行の確認を終ったときは確認調書に確認印を押印し、3日以内に契約担当課長に送付しなければならない。

(契約履行確認に対する検査員の監督)

**第42条** 検査員は、第40条による検査を要しない契約であつても、その内容に疑義がある場合は、確認者に対し説明を求めることができる。

#### **第4章 雑則**

(委任)

**第43条** この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### **付 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。